

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成26年10月15日付け26医大研第435号及び平成27年3月2日付け26医大研第694号で行った利益相反審査会一覧表（以下「対象公文書」という。）を一部開示と決定した実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成26年9月1日付けで福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して「贈与等報告書全て。その他、利益相反関係を示す情報全て。」という内容の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 これに対して実施機関は、条例第12条第2項の規定により開示決定等の期間を平成26年10月16日まで延長する決定を平成26年9月9日付けで行い、異議申立人に通知した。

3 その後、本件開示請求に対応する公文書として平成21年7月から本件開示請求日までに作成した「利益相反委員会審査一覧表」の文書を特定した。

そのうえで大学院生と博士研究員の氏名については、「個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。」との理由により条例第7条第2号に該当するため、研究題目及び企業名称については、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」との理由により条例第7条第3号アに該当するため及び「契約に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。」との理由により条例第7条第6号イに該当するため、当該部分を不開示にする一部開示決定（以下「当初処分」という。）を平成26年10月15日付けで行い、異議申立人に通知した。

4 異議申立人は当初処分を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により平成26年10月19日付けで実施機関に対して異議申立てを行い、実施機関は同月22日に異議申立書を収受した。

5 実施機関は、当該異議申立書の当初処分を行った者についての記述に誤りがあったため平成26年11月7日付けで異議申立人に対し補正を命じ、異議申立人は当該補正命令に従って補正した平成26年10月19日付け異議申立書を同年11月12日に実施機関に対して提出した。

6 実施機関は、平成27年3月2日付けで当初処分を取り消し、当初処分で不開示とした項目の一部を開示する、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。なお、本件処分において大学院生と博士研究員の氏名については、「個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。」との理由により条例第7条第2号に該当するため、研究題目及び企業名称については、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」との理由により条例第7条第3号アに該当するため、当該部分を不開示としている。

7 実施機関は、平成27年3月17日付け26医大総第472号により当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が対象公文書を一部開示とした本件処分を取り消し、これらの開示を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 大学にはティーチングアシスタント（以下「TA」という。）やリサーチアシスタント（以下「RA」という。）やグレーディングという職位があり、授業料の免除や給金の支給を受けている学生がいる。さらに、現に研究に参加して研究代表者の欄に研究代表者として名を連ね、公金又は製薬会社等からの研究費を受け取っているのであるから、そうした者は学生であっても特別職の公務員に当たるといえるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。
- (2) 博士研究員は学生であっても大学の職員である。さらに、現に研究に参加して研究代表者の欄に研究代表者として名を連ね、研究費を受け取っているのであるから、特別職の公務員であり条例第7条第2号ただし書ウに該当する。
- (3) 情報開示請求に対する判断は、条例の規定する不開示情報に該当するか否かに依拠するものであり、相手先の法人の同意があるか否かは無関係である。実際、相手方の反対の意思があってもなお、開示する判断を示した地方公共団体は複数存在する。
- (4) 実施機関の処分では研究内容の情報は一律に不開示とはされておらず、また、当該不開示部分の情報の性質や開示・不開示の相違が生じた理由が示されていない。このことは、公文書開示において、行政機関の裁量の範囲を制限することにより、住民の知る権利に応え、公正で民主的な行政を確保しようとする理念を没却するものであり、また、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第8条第1項にも違反している。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分に係る公文書について一部開示とした理由は、公文書一部開示決定理由書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

- (1) 対象文書の特定に当たっては、公立大学法人福島県立医科大学利益相反のマネジメントに関する要綱に基づく利益相反申告状況に関する文書である、平成21年7月から本件開示請求までに作成した利益相反委員会審査一覧表と解した。
- (2) 実施機関にはTA及びRAの制度があるものの、両制度の目的は大学院生が将来教員や研究者になるためのトレーニング機会を与えるためであり、福島県立医科大学ティーチング・アシスタント制度及びリサーチ・アシスタント制度実施要綱第5条においてもTAやRAに職員の身分は与えておらず、これらの者は条例

第7条第2号ただし書ウには該当しない。

- (3) 博士研究員制度は、実施機関でより深く研究をしようとする博士の学位を持つ者が、実施機関の規定に基づき登録を行い、実施機関の施設を利用し自身の研究費で研究に従事するものであり、民間会社の博士号を持つ研究者が民間会社に在籍したまま研究することが多い。博士研究員は登録制であり、実施機関との間に雇用関係がないことから実施機関の職員とはいえず、条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。
- (4) 開示・不開示の判断の主体は実施機関にあるものであり、第三者の意見を踏まえて不開示決定することも、第三者の反対意思があっても開示決定することもあると解する。
- (5) 企業等の第三者が関わる研究を実施する場合、研究内容に関わる特許等の問題から秘密保持契約を結ぶことが前提となり、共同研究を進めるためには企業等との間に信頼関係があることが必要不可欠である。そのため、企業等の第三者が関わる研究については、条例第15条第1項の規程に基づき意見照会を行い、企業等の意向を確認したうえで最終的に実施機関が開示・不開示の判断をしたものである。なお、開示に不同意の回答があった企業等に関する情報は、企業等の意向を尊重し、不開示と判断したものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第7条は、公文書の開示請求に対して、実施機関は開示請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないという原則開示の基本的考え方を定めたものと解される。

当審査会においては、実施機関が不開示と判断した内容が条例第7条各号のいずれかに該当するか否かを確認するものである。しかしながら、研究内容に関して条例第7条各号に該当するか否かを判断するには、医療分野に対する高い専門性が必要であるため、研究内容に関する不開示部分については、実施機関が不開示と判断するに至るまでの手続きが十分であったか否かによりその妥当性を判断することとする。

### 2 公文書の特定について

実施機関から当審査会に提出された電話記録簿より、実施機関は異議申立人に請求内容の確認を行った後に対象公文書を特定したことが確認でき、このことについて異議申立人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないと認められる。

### 3 条例第7条第2号ウについて

#### (1) 条例第7条第2号ウの趣旨について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要がある、プライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的としており、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は原則として不開示とすることを定めたものであると解され

る。

また、本号ただし書ウは、公務員等の職務の遂行に係る情報は、県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の事務又は事業に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人の活動に関する情報でもあるが、県の説明責任を全うする観点から、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行に係る部分については、不開示としないことを例外的に定めたものであると解される。

#### (2) 条例第7条第2号ウの該当性について

当審査会において対象公文書を実際に確認したところ、不開示部分には大学院生及び博士研究員の個人の氏名が記載されていることが確認された。

実施機関からの説明並びに提出されたTA、RAの委嘱に関する書類及び博士研究員の登録に関する書類から、TA、RAの両制度は学生を対象とした教育を目的に実施されているものであること、博士研究員は民間企業に在籍する博士号を持つ研究者等が登録制で自費により研究活動をしていることが確認でき、このことから当該人物は異議申立人が主張する特別職の公務員には当たらず、条例第7条第2号ウには該当しないものと認められる。

### 4 条例第7条第3号アについて

#### (1) 条例第7条第3号アの趣旨について

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めるとともに、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益に優越する公益が認められる者を例外的事項として規定したものであると解される。

#### (2) 条例第7条第3号アの該当性について

当審査会において対象公文書を確認したところ、不開示部分には研究題目や共同研究の相手方である企業の情報が記載されていることが確認された。

実施機関からの聞き取りや当審査会に提出された資料より、治験に関する分野の企業情報については本件開示請求の日から当初処分が行われた日までの期間に、その他の分野の企業情報については異議申立ての日から本件処分が行われた日までの期間に、実施機関において企業に意見照会を行い、企業から開示の同意を得た部分については、それぞれの開示決定で開示を行っていることを確認した。併せて研究実施の資金に企業の関わりがない研究については、実施機関において各研究の研究代表者に対し、研究題目等の開示について、本件開示請求の日から当初処分が行われた日までの期間に意見照会を行っていたことも確認された。

意見照会の時期に開きはあるものの、最終的には実施機関において対象公文書に係る全ての企業及び各研究の研究代表者に開示・不開示に関する意見照会を実施しており、その上で同意を得られなかった情報についてのみ、今後の研究の円滑な実施のため、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして不開示と判断している。このことから、不開示の判断に至る実施機関の手續に不備はなかったものと認められ、また、研究内容の情報という点で共通しているにもかかわらず開示・不開示の判断に相違が生じたことについても不自然な点は確認できず、

実施機関の判断は妥当であったと認められる。

## 5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関においては一部の意見照会を、異議申立人からの異議申立てがなされた後に実施しているものであるが、本来であれば意見照会は公文書開示請求から公文書開示等決定がなされるまでに実施されるべきものである。今後は適切な事務処理の遂行がなされることを実施機関に望むものである。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 3月23日	・ 諮問書受付 ・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成28年 2月 1日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成28年 2月 4日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成28年 2月26日	・ 異議申立人から意見書の提出
平成28年 3月 2日 (第241回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成28年 6月17日 (第244回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成28年 7月13日 (第245回審査会)	・ 審議
平成28年 8月 5日 (第246回審査会)	・ 審議
平成28年 9月 7日 (第247回審査会)	・ 審議
平成28年10月25日 (第248回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成28年12月13日現在）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者